

随意契約（相手方指定）調書

件名	区長定例記者会見映像制作・配信等業務委託	No.5200139
工（納）期	令和 9年 3月31日	
契約締結日	令和 8年 4月 1日	
契約金額	3,564,000円（消費税込み）	

契約相手方	荒川ケーブルテレビ株式会社 (法人番号：5011501005366)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>区長定例記者会見映像制作・配信等業務委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名 称 荒川ケーブルテレビ株式会社 代表者 代表取締役 村田 達哉 所在地 荒川区東尾久二丁目16番4号</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、定期的に行う区長記者会見の撮影・映像制作及び会見当日のライブ配信業務を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件は会見当日にライブ配信を行うため、ライブ配信における迅速かつ適切な対応及び柔軟な対応が求められる業務である。</p> <p>② 上記業者は、区政広報番組も制作しており区政全般に精通していることから、柔軟かつ確実な業務履行が期待できる。 また、区政広報番組では区長定例記者会見の一部を放送することから、区政広報番組制作事業者が映像制作及びライブ配信業務についても受託することが合理的であり、区政広報番組と連携しつつ当該業務を実施することができるのは上記業者のみである。</p> <p>③ 上記業者は令和7年度も本件業務を受託しており、開催日が直前で変更になった際も臨機応変に対応し、滞りなく配信するなど履行状況は良好である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>